

第24回

読谷村農業委員会会議録

第24回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和4年 8月 25日（木）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者10名 欠席者0名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者7名 欠席者1名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		欠	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		2番 屋宜 清 3番 上地 和豊			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第8号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程6	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第38号 非農地証明願について
日程8	議案第39号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第24回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

それから新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて現地確認は事前に済ませておりますので、今回はお配りしております航空写真を見ながら議事を進行していきたいと思います。

それでは日程4の報告第8号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局

議案書の2ページをお開きください。

報告第8号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局のほうから報告がありました。これは報告ですので、質問がなければ進行したいと思いますよろしくお願いします。

(「はい」の声あり)

議長

次に、日程5の議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお願いします。

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して、質疑、採決を行ってまいります。発言の際は氏名を述べた後に御意見ををお願いしたいと思います。

では、これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当の委員から御意見ををお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

委員（６番）	６番、知花です。受付番号１番ですが、まず資料１ページを御覧ください。申請地の周辺は住宅地として利用され、一般住宅を建築される計画であり、許可基準適合表をクリアすれば何ら問題ないと思われますが、申請面積が666.93平米のうち246平米、都市計画課でバッテンが入っている、そこら辺をちょっと。
事務局	今日時点でまだ未提出になりますので、そのままバツということになります。
委員（６番）	小さい写真を見ていただくと畑が耕作されていて、耕作者と地主さんとは違う方です。口約束で建つまでは使っていていいと約束をされたみたいです。これはそうなるかと許可されるのか。
事務局	そうですね、個人間でのやり取りのみとなるので間には入れない為、本来は農業委員会を通していてほしかった。
委員（６番）	こちらは何にも、指導できないのか。
事務局	そうですね、はい。
委員（６番）	申請に関しては500平米を超しているので、不許可という形で一応しています。
議長	不許可相当の御意見でいいですね。
委員（６番）	はい。
議長	今、現地を確認した知花委員のほうからは不許可相当の御意見でありますけれども、ほかの委員からのご質疑等ありましたらお願いしたいと思います。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので、では進行します。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番

は、不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で決定しました。
次の審議に入ります。受付番号2番について、地区担当の委員の
ほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員(2番)
事務局

受付番号の2番についても、まだ未提出か。
はい、出されていないです。

委員(2番)

どちらもクリアしていませんので、不許可でお願いいたします。

議長

屋宜委員のほうからは許可基準適合表がクリアされていない理由
で不許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員か
らの御意見がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。受
付番号2番は、不許可相当で決定することに御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で決定しました。
次に、日程6の議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請
について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請につい
ての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきまして

	も航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行ってまいりたいと思います。 では、これより審議に入ります。受付番号1番について地区担当の現地を確認した、上地委員、どうぞ。
委員（3番）	3番、上地です。航空写真の3ページをご覧ください。集落内に一般住宅3棟を建てる計画で、都市計画課へ未提出ということで、不許可でお願いします。
議長	上地委員のほうからは許可基準適合表をまだクリアされていないことで、不許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からのご質疑等がありましたらお願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	では進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
委員（2番）	2番、屋宜です。航空写真の4ページ、これについては第一種低層住宅専用地域であって、周辺も住宅が並んでいます。適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。
議長	屋宜委員のほうからは許可相当の御意見であります。この案件に関して、ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いします。 （「異議なし」の声あり）
議長	なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号3番について現地を確認した、これも屋宜委員のほうでよろしいでしょうか。

委員(2番)

受付番号3番についても第一種低層住宅専用地域でありまして、今事務局から訂正がありまして、都市計画課への未提出が丸になりましたので許可相当でお願いします。

議長

屋宜委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

じゃあ進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行いたいと思います。

受付番号3番については許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定いたしました。

次に、日程7の議案第38号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書5ページをお願いいたします。

議案第38号 非農地証明願いについて。

議長	ただいま議案第38号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても航空写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して、質疑、採決を行ってまいりたいと思います。 では、これより審議に入ります。受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括して審議を行いたいと思います。まず現地を確認した地区担当のほうから御意見をお願いしたいと思います。
委員（9番）	9番、真栄田です。この1番と2番の土地は村道整備後の残地であり、有効利用のためにも証明相当でお願いします。
議長	真栄田員のほうからは証明相当の御意見であります。この案件に関して、ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思います。はい、知花委員。
委員（8番）	恐らく道路整備による残地補償で読谷村が買った土地だと思うが、致し方ないと思うが同じような狭小地が右上にもある。その部分は同じ手法から考えると、これも狭小地で買上げしたと思うのですが、所有権が移っているかどうかは分からないが確認したのか。
事務局	土木建築課に確認したら取得しているとのこと。処分についてはその時々で判断するとのこと。
委員（9番）	今の2件については、隣接の人が買い上げたいということで来ているから、今回非農地証明だという理解でいいか。
事務局	はい、2筆あるが、その南側に隣接している土地の方が購入したいということで来ています。要は接道していないということで、この土地を購入して道路に接道して、建築を予定したいということです。それで道路の残地を買い求めているということです。
委員（8番）	以前はそういうことに関係している、村の残地になった部分については非農地証明が何件か一緒に出ていたような気がするが、過去の議案の中に。隣地が買上げするから非農地証明ではなく、一括して出すべきじゃないかなと私は思うが。

事務局

その辺は内部で。

委員（９番）

その意見は私も現地を見ながら言った。内部調整で何年も前から私も村のほうと話ししていたんですが、作りたい人に売らないと、誰か知らない人が買ってしまうと逆につり上げられるという心配はあったんで。

委員（８番）

その懸念もあることはある。確かに未利用地の三角状態でこの奥の土地が接道しないから、逆に交渉でやらんと言われているというふうな声があることも考えないといけないんだけど。

委員（９番）

この中で私も、だったら５条のほうがいいんじゃないかって言っていたんですけども、もう内々で決まっているということであれば、非農地でもいいかなという部分を話したところです。この辺非農地にして、ほかの人が買い上げたときに、欲しい人が困るようじゃ有効活用とは言えないし。

議長

ほかに御質問ないですか。

（「進行」の声あり）

議長

じゃあ進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行いたいと思います。

受付番号１番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号１番は証明相当で決定しました。

続いて、受付番号２番も証明相当と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番についても証明相当と決定しました。非農地証明に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については事務局に一任することに決定しました。

次に、日程８の議案第３９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書８ページをお開きください。

議案第３９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第３９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いしたいと思います。どうぞ。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行いたいと思います。ただいま議題となっております議案第３９号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第３９号は原案どおり決定されました。

これをもちまして、日程１から日程８まで全て審議を終了しました。議決事項における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下に第24回読谷村農業委員会総会は無事終了しましたので、厚く御礼を申し上げます。これにて閉会しますが、その後の連絡事項につきましては事務局のほうからお願いをします。